

「三条院釣殿高杯」

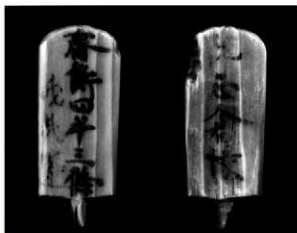
— 墨書土器から邸宅名が判明 —

<http://www.kyoto-arc.or.jp>

(財)京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館



「三条院釣殿高杯」墨書高杯



「斉衡四年」題箋木簡



「政所」墨書高杯

西三条第 平安京の右京三条一坊六町は、南北朝時代初期に洞院公賢が書き記した『拾芥抄』「西京園」に「西三條」の書き込みがあり、平安時代前期の公卿、藤原良相(813～867)の邸宅「西三条第」推定地とされてきました。2011年に六町北東部を調査したところ池が見つかり、大量の遺物が出土しました。その中に「三条院釣殿高杯」と墨書した土器があり、調査地が史料にみえる「西三条第」であることがほぼ確実となりました。平安京内の邸宅跡で、出土資料によって邸宅名が特定できたのは初めてのことです。

西三条第については、『日本三代実録』に3回登場します。貞観元年(859)4月18日条、貞観2年(860)4月25日条、貞観8年(866)3月23日条で、はじめの2回の史料は、良相の実姉、藤原順子(皇太后、仁明天皇皇后、文徳天皇生母)が約1年間滞在したことが記されています。3回目の史料は、清和天皇が当邸に行幸し、桜花を観望したり、文人を集めて「百花亭」の詩を詠んだとあり、9世紀後半の早い段階に当邸が盛んに用いられたことがわかります。

「三条院釣殿高杯」墨書高杯 この高杯は池の西岸で多くの遺物に

混じって出土しました。杯部の上面に「三条院釣殿高杯」と墨書しており、「所在地・使用場所・器形」が記された、本当にありがたい土器です。

ところで、墨書の文字は「西三条第」が「三条院」となっていますが、これは皇太后藤原順子が約1年間当地に滞在したため「院」の文字が用いられたとみられます。つまり当地が皇太后御所となっていたため、三条院と称することが許されたのでしょう。

「斉衡四年」木簡 三条院については、このたび改めて重要な発見がありました。2002年の調査で、



池の西岸で見つかった釣殿の遺構（北東から）

池の中から**籾**（おこめ）木簡が出土しました。当時「**齊衡四年三條**」「**口正倉帳**」と判読されましたが、改めて注目したところ、**口**の部分は「**院**」と判明し、「**三條（條）院**」の文字史料がすでに出土していたことがわかったのです。齊衡4年（857）は皇太后順子（みけのおとこ）が当邸に滞在する2年前に当たり、この時すでに「**三條院**」と呼ばれていたことを示しています。2つの「**三條（條）院**」資料が別地点から出土したことの意義は大きいといえます。

釣殿の遺構 墨書土器が出土した池の西岸には礎石2基と抜取穴が南北に並び、その東には柱穴も

並びます。つまり西側から池内へ及ぶ建物があり、池上には縁（かど）が造られていたことまで推定できました。これが「**釣殿**」の遺構であることは、一般的にいわれる寝殿造建物配置からみても明らかです。つまりこの墨書土器は、まさにこの場所で作られていたのです。

「政所」墨書高杯 先の墨書土器のわずか東で、「**政所**」（まんどら）と墨書された高杯も出土しました。墨書は七角形に面取された脚部の2方向に描かれています。「**政所**」とは、邸宅内の事務その他を執行する家政機関とされますが、ここで「**三條院**」墨書土器といっしょに出土したと

なると、当然皇太后御所との関連が想定されます。つまり皇太后の身の世話をする機関が付近に存在し、そこで使われた土器がこの高杯だったのでしょう。

西三條第の遺構 調査によって西三條第北東部の様子が判明してきました。長方形の大きな池がありました。この池の南西部には溝が取り付き、西側の別の池に水を流していました。建物は全般に小さく、東西棟が南北に独立して配置されました。池の西岸には釣殿があり、その西側も柱穴があることから、広い床をもった建物が推定できました。南西の建物は柱穴が大きく、立派な建物であったと推定できます。建物からは遠くが望めたはずですが。桜花の季節、ここから眺めれば、池越しにすばらしい風景が広がっていたことでしょう。そこで文を能くする貴族たちを集めて詩が競われました。「**百花亭**」という美しい別称は、このような場面から記録されたのでしょう。

（丸川義広）

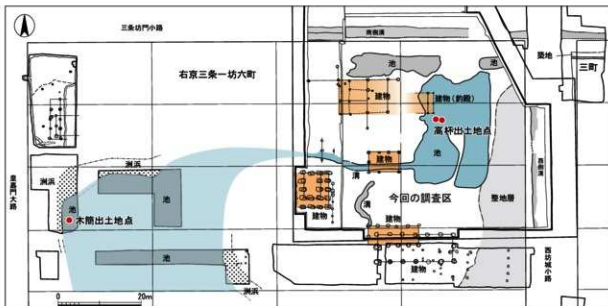


図1 西三條第北西部の遺構配置